

神戸市家族介護慰労事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、要介護高齢者の介護者に介護慰労金（以下「慰労金」という。）を支給することにより、高齢者を介護している家族等の精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「要介護高齢者」とは、次の各号をすべて満たす者をいう。

(1) 居宅において臥床の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にある65歳以上の高齢者等。または、居宅において認知症の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にある65歳以上の高齢者等。

(2) 前年の所得（1月から5月までの間に慰労金を申請する場合は、前前年の所得とする。以下同じ。）が、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「一部改正法」という。）附則第32条第9項の規定によりなお効力を有するものとされた一部改正法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号。以下「旧法」という。）第79条の2第5項において準用する旧法第66条第1項に規定する額以下であること。

(3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状態にある者を含む。）の前年の所得又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養する義務のある者で主として老人の生計を維持する者の前年の所得が、一部改正法附則第32条第9項の規定によりなお効力を有する者とされた旧法第79条の2第5項において準用する旧法第66条第2項に規定する額のうち、老齢福祉年金の全部について支給停止とされる額未満であること。

(4) 介護保険法第40条各号に掲げるサービスのうち第7号及び第8号を除いたサービスを過去1年間受けていないこと。

ただし、同法第8条第9項及び第10項に規定するサービスを合わせて7日以内利用した場合を除く。

(支給申請資格)

第3条 慰労金の支給申請ができる者は、要介護高齢者を現に主として介護している者とする。

(支給申請)

第4条 慰労金の支給を受けようとする者は、神戸市家族介護慰労金支給申請書に、支給申請資格を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請は、第7条に規定する受給資格の発生日が属する年度内に申請をしなければならない。

ただし、受給資格の発生日が3月中に属する場合は、受給資格発生日が属する月の翌月末まで申請できるものとする。

(支給決定)

第5条 市長は、慰労金の支給申請があったときは、その内容を審査のうえ、申請書を受理した日の翌日から3ヶ月以内に支給の可否を決定し、これを申請者に通知する。

(慰労金の額)

第6条 慰労金の額は、要介護高齢者1人につき年額12万円とする。

(受給資格の発生日)

第7条 慰労金の受給資格は、要介護高齢者が第2条各号に規定する要件に全て該当した日に発生するものとする。

(支給方法)

第8条 慰労金は、原則として受給資格の確認ができた月の翌月中に支給する。

(慰労金の返還)

第9条 市長は、受給者が次の各号の一つに該当するときは、受給者から支給を受けた額を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為により慰労金の支給を受けた場合。

(2) その他この要綱の趣旨に反すると市長が認めた場合。

(補助執行)

第10条 この要綱に定める市長の事務は、要介護高齢者の住所を管轄する区保健福祉部長(福祉事務所長)が行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附則

1. この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
2. この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
3. この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
4. この要綱は、平成18年7月1日から施行する。
5. この要綱は、平成18年12月20日から施行する。
6. この要綱は、平成20年6月1日から施行する。